

II 重点監査項目について

1. 海外研究連絡センターについて

平成 23 年度秋には、総務部及び国際事業部の担当者によりワシントン、サンフランシスコ、ロンドン及びストラスプールの各海外研究連絡センターにおいて、会計監査を中心に実地監査が行われたことは評価できる。監査の結果、各センターの会計処理等は問題なく行われていたが、事務手続きの更なる効率化・円滑化のため、各国の実情に配慮した会計手続きについてマニュアルも含めて更に整備することや、国際協力員等に対する渡航前の事務処理に関する研修を含めた支援体制を充実させることが望まれる。

また、今後は定期的に海外研究連絡センターの実地監査を実施することが望まれる。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」を踏まえ、平成 23 年度中に、北京海外研究連絡センターについては大学等との共同利用を推進し、8 機関に拡大するとともに、バンコク海外研究連絡センターについては独立行政法人日本学生支援機構タイ事務所との共用化を図ったことは評価される。

各海外研究連絡センターについては、振興会の重要な業務の一端を担っていることから、今後、「振興会の将来ビジョン検討会」の提言等も踏まえた、組織、機能の拡充や見直しについての検討を始めることが望まれる。

2. 振興会業務の効率化について

振興会の業務に対する効率化の指標のひとつとして、平成 23 年度分の科研費助成事業の交付において担当職員 28 人が、約 4 カ月の間で 13 万 3 千件の科研費応募課題について適切かつ確実に審査等事務を実施し、6 万 9 千件の採択課題の決定に係る事務を実施していることがあげられる。このことは、効率的な運営がかなり徹底されていることを示していると思料される。

今後更なる業務の合理化と効率化を目指すにあたっては、前述のとおり全体の業務量を踏まえた適正な人員配置等のほか、特定の業務に関しては、より高いスキルの派遣労働者を確保・活用するなど職員の負担軽減についても取り組むことが望まれる。

III 今後、検討を希望する事項

1. 科研費制度についての研究者への意見調査について

科研費の審査員選考や審査結果の検証については学術システム研究センターの研究者により鋭意行われており、その公正・公平性については、研究者の信頼が厚いと思われる。

また、不採択者への審査結果のフィードバックの在り方についても検討が進められており、このような取り組みは評価できる。

今後、科研費制度の見直し、評価の実施にあたっては、研究者の意見を幅広く聴取され、参考とされたい。

2. 振興会の認知度向上に向けての広報活動について

振興会の行っている科研費助成事業、国際事業、研究者養成事業等は、大学等の研究機関の研究者や大学院生にはその存在が周知されている。今後は、研究論文の謝辞欄に科学研究費助成金の助成を受けた旨の表示義務の徹底を図るなど、研究成果に対する貢献について国民一般に知らしめることが必要であると思料される。

また、振興会では小中高生向けに科学研究費助成事業による研究成果を易しく紹介する「ひらめき☆ときめきサイエンス事業」を行っているところであり、今後もとくに初等中等教育段階での周知を更に図れるよう、広報活動を展開することが望まれる。

なお広報活動については、専門家の意見も聞いた上で検討されたい。

3. 情報セキュリティの確保

情報管理のセキュリティの向上をはかることは、振興会のように個人情報を多数取り扱う組織では非常に重要なことである。平成23年度には情報管理体制の強化のため情報化統括責任者補佐官を外部専門家に依頼し、その知識を活用するとともに、振興会情報セキュリティポリシーを改定し、情報取扱手順を定め振興会の情報管理のセキュリティの向上を図ったことは評価出来る。

引き続き、確実な情報セキュリティ維持のため、海外研究連絡センターも含め振興会全体として、情報管理体制のほか情報を保存しているサーバー類の安全を確保するよう取り組まれない。

4. 会議等におけるペーパーレス化の推進

振興会の会議等において配布される資料や日常業務で使用する資料について、紙媒体の使用量の見直しが必要と思われる。更なる業務の効率化や経費削減の観点からも、会議等でのペーパーレス化の推進を図るための具体策について検討を始めるとともに、日常作成される伝票類、添付する資料等については具体的な目標を立てるなどして見直しを実施していただきたい。

IV 監事監査結果報告への対応について

監事監査結果報告については、可能なものから順次対応頂いているところであるが、報告の内容によっては短期間での対応ができない事項も含まれている。今後は年1回を目途に、各部より監事に対して監査結果報告に対する業務運営の改善状況について報告を頂くようお願いしたい。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月22日

独立行政法人 日本学術振興会
理事長 安西祐一郎 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

木通 澤 克彦 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

瀧口 慎介 

<財務諸表監査>

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第9期事業年度のすべての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表について監査を行った。

財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（すべての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の一般勘定、学術研究助成業務勘定、先端研究助成業務勘定及び研究者海外派遣業務勘定に係る各勘定別財務諸表並びに法人単位財務諸表が我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人日本学術振興会の各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<通則法が要求する利益の処分に関する書類(案)及び決算報告書に対する意見>
当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第9期事業年度の各勘定に係る利益の処分に関する書類(案)並びに各勘定に係る決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。

利益の処分に関する書類(案)及び決算報告書に対する独立行政法人の長の責任
独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類(案)を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任
当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類(案)が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

通則法が要求する利益の処分に関する書類(案)及び決算報告書に対する監査意見
当監査法人の監査意見は次のとおりである。
(1) 各勘定に係る利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
(2) 各勘定に係る決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

<事業報告書に対する報告>
当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第9期事業年度の事業報告書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、第8期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第7期事業年度以前の会計に関する部分は、会計監査人の監査を受けていない財務諸表に基づき記載されている。

事業報告書に対する報告
当監査法人は、事業報告書(第8期事業年度以降の会計に関する部分に限る。)が独立行政法人日本学術振興会の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

利害関係
独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）抜粋

附則抄

第二条の二 振興会は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成二十一年度の一般会計補正予算（第1号）により交付される補助金により、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、次の各号に掲げる業務に要する費用に充てるためにそれぞれ当該各号に定める基金を設けるものとする。

- 一 第十五条第一号に掲げる業務のうち先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成に係るもの及びこれに附帯する業務 先端研究助成基金
 - 二 第十五条第三号に掲げる業務のうち有為な研究者の海外への派遣に係るもの及びこれに附帯する業務 研究者海外派遣基金
- 2 先端研究助成基金又は研究者海外派遣基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、それぞれこれらの基金に充てるものとする。
- 3 通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」とする。
- 4 振興会は、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を廃止する場合において、これらの基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）抜粋

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託